

～ 太陽光発電設備を所有している方へ～

太陽光発電設備は、固定資産(償却資産)の申告が必要な場合があります。
(※固定資産税については7ページをご覧ください。)

設置者	発電量 10kW以上の 太陽光発電設備 (全量売電・余剰売電)	10kW未満の 太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)※1	申告が必要です (課税対象)	申告は不要です (課税対象外)
個人(事業用)※2		申告が必要です (課税対象)
法人※3		申告が必要です (課税対象)

- ※1 家屋の屋根などに10kW以上の太陽光発電設備を設置して、発電量の全量または余剰分を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税の対象となります。
- ※2 個人であっても事業の用に使用している資産は、発電量や全量売電が余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。
- ※3 事業の用に使用している資産として、発電出力量や発電量、全量売電が余剰売電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。

☆過年度への遡及課税について☆

申告内容の修正や資産の申告漏れなどによる賦課決定については、申告があった年度だけではなく、資産を取得された翌年度までさかのぼることとなります(地方税法第17条の5第5項の規定による)。

●問い合わせ 税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

犬のふんは持ち帰りましょう

通学路など公共のスペースに犬のふんを放置されて迷惑している人がいます。犬の散歩などでふんをそのままにしておくことは、衛生上よくありません。また、その場所を通行する人にも不快感を与えます。ペットのふんの後始末は飼い主の責務です。散歩時にはふんを放置せず必ず持ち帰りましょう。ひとりひとりがマナーを守って、きれいなまちづくりに協力をお願いします。



本市では、放置されたふんを黄色いチョークで強調することで飼い主に自発的な回収を促す「イエローチョーク作戦」を実施しています。環境企画課または各支所の窓口でチョークを配布していますので、犬のふんで困っている方はぜひ活用ください。イエローチョーク作戦の詳細については市ホームページまたは環境企画課まで問い合わせください。



二次元コード

【イエローチョーク作戦詳細】
<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2021031800016/>

●問い合わせ 環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247

新型コロナワクチン乳幼児接種が開始されました

乳幼児(生後6カ月から4歳まで)のお子さんも新型コロナワクチン接種ができるようになりました。ワクチン接種は強制ではありません。ワクチンを受ける際には、接種券に同封されているリーフレットをよく読み、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていた上で、保護者の方の意思に基づいて接種を判断してください。保護者の方の同意なく、接種が行われることはありません。また、周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない方に差別的な取扱いをすることのないようお願いいたします。

接種対象者

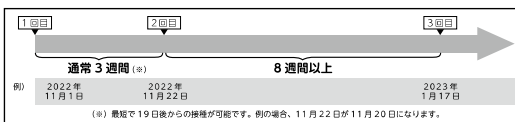
生後6カ月から4歳までの乳幼児(生後6カ月になる前日から5歳の誕生日の前々日までの方)
※接種券は、生後6カ月に達した方へ順次送付しています。

使用するワクチン

ファイザー社の乳幼児用ワクチン(コミナティ筋注・6カ月から4歳用)
※1回目接種時に4歳だった方が、2・3回目の接種時までに5歳の誕生日を迎えた場合、2・3回目接種にも乳幼児用ワクチンを使用します。

接種回数・間隔

3回(2回目は1回目の3週間後から、3回目は2回目の8週間後から接種可能です。)



※乳幼児用ワクチンは、合計3回接種して初回接種が完了します。



予約方法

- 接種は事前予約制です。県が運営する「コールセンター」または「ウェブサイト」で予約してください。
- 徳島県コールセンター 0120-003-820
(受付時間: 午前8時30分～午後8時 土日祝含む)
 - 徳島県ウェブサイト <https://tokushima-yoji-vaccine.resv.jp>
◎3回目予約は、2回目接種終了後に再予約してください。



予約ウェブサイト

●問い合わせ 健康推進課 新型コロナワクチン担当
☎36-1177 FAX22-2260

吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業についてお知らせします

事業スケジュール

	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和23年度 (2041年)
敷地造成工事	[工事期間]				
施設整備・運営事業	[設計期間]	[建設・設備工事期間]	[運営管理(15年8カ月)]		
	[試運転期間]				

※市ホームページにも掲載していますので、あわせてご確認ください。

造成工事の進捗状況

10月20日現在の進捗状況です。樹木の伐採が終了しました。



着工前



伐採後

●問い合わせ 事業推進課 ☎22-2287 FAX22-2247
ホームページアドレス <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp>

がんを防ぐための新12カ条 3条 お酒はほどほどに